

# 感染症の予防及びまん延防止のための指針

## 1 基本方針

豊岡市社会福祉協議会（以下「本法人」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために本法人は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

## 2 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

(1) 利用者等に感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

(2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等

(3) 血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

## 3 感染症対策委員会の設置

本法人の感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員には、この事業を所管する課長、課長補佐、感染症対策責任者、その他必要とされる者で委員長が指名した者を加える。

(2) 委員長は、この事業を所管する課長とする。

(3) 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(4) 感染症対策責任者は、各事業所の管理者とする。

(5) 委員会は、定期的（6 か月に 1 回以上）かつ必要な場合に委員長が招集する。

(6) 委員会は、次に掲げる内容について協議し、記録するものとする。

ア 事業所内感染対策の立案

イ 指針・マニュアル等の整備・更新

ウ 利用者及び従業者の健康状態の把握

エ 感染症発生時の措置（対応・報告）

オ 研修・教育計画の策定及び実施

カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

## 4 従業者に対する研修・訓練の実施

本法人は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

- (2) 定期的研修  
感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。
- (3) 訓練（シミュレーション）  
事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

## 5 感染症予防の徹底（平常時の対策）

平常時対策として、以下を徹底する。なお、感染症対策マニュアルや業務継続計画（BCP）を参照する。

- (1) 職員の標準予防策の徹底、感染症のまん延時期または、県内や地域において感染症発生の予兆がある場合には以下の標準予防策を実施する。
  - ① 出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒、出勤前の検温
  - ② 勤務中のマスク着用
  - ③ 1ケアごとの手洗い・手指消毒
  - ④ 体調不良時の早期報告・出勤停止
  - ⑤ ワクチン接種
- (2) 利用者への呼びかけ、感染症予防のために以下のお願いをする。ただし、体調や障害等の状況で不可能な場合は、無理に行うことはしない。
  - ① 飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
  - ② 利用時の検温・手洗い・手指消毒
  - ③ 利用時のマスク着用
  - ④ 体調不良時の利用中止
  - ⑤ ワクチン接種

## 6 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 市町村への報告
- (5) 保健所及び医療機関との連携

## 7 指針の閲覧

本指針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲載するものとする。

令和 6年 3月 1日

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会  
理事長 藤田 明治郎